

# マイナンバーカードを利用した オンライン資格確認・診療活用について

当院では、マイナンバーカード等を利用した「オンライン資格確認システム」を運用しております。

「オンライン資格確認」とは、医療機関の窓口で患者さんのマイナンバーカードを利用して、オンラインで医療保険の資格情報の確認、薬剤・診療情報を取得・活用できる仕組みです。

## ① オンライン資格確認のメリット

マイナンバーカードが健康保険証として利用可能になります。

→顔認証付カードリーダーやマイナポータル等から、「健康保険証利用の申込」を行うと、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。

※マイナンバーカードを保険証として利用する場合は、受診の度に毎回資格確認が必要となります。

## ② 医療保険の資格確認が正確になります。

→マイナンバーカードを利用して、オンライン確認することにより、医療保険の資格情報を正確に確認できます。

医療保険の加入状況が確認できない場合は、お声掛けさせていただきます。

## ③ 健康保険証でのオンライン資格確認に関するご案内

限度額適用認定証の申し込みと提示が不要になります。

→マイナンバーカードによる本人確認の際に限度額情報の取得も可能となるため、限度額適用認定証等の申請と提示が不要となります。

## ④ 薬剤・診療情報や特定健診情報を共有できます。

→マイナンバーカードによる本人確認の際に、患者さんが特定健診情報や薬剤・診療情報の提供に同意することにより、医師、薬剤師等の医療従事者が情報を取得し、診療に活用いたします。

## ⑤ 顔認証付きカードリーダーの利用について

初診・紹介受付、各外来受付及び地下1階～4階までの各階エスカレータ付近に設置しております。

※1階、地下1階は車椅子も利用可能です。

## ⑥ 各種公費負担受給者証について

オンライン資格確認の対象は、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等の証類です。自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類は、現時点では対象外となります。

※生活保護受給者証については対象となりましたので、マイナンバーカードから確認可能です。

詳しくは、以下の厚生労働省 HP もご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)

